

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、“Challenging Tomorrow's Changes”をスローガンとし、「明日を変えるITの可能性に挑み、夢のある豊かな社会の実現に貢献する」をMission(使命)とする「CTCグループ企業理念」の下、企業価値の最大化に向けて、経営の透明性と公正性をさらに高めることを目指し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 [更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事(株)	33,665,400	56.11
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	3,721,800	6.20
日本マスター・トラスト信託銀行(株)	1,314,600	2.19
CTC社員持株会	1,152,868	1.92
EVER GREEN	693,300	1.16
UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT	522,100	0.87
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	442,680	0.74
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	428,520	0.71
資産管理サービス信託銀行(株)	386,100	0.64
みずほ情報総研(株)	337,590	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	伊藤忠商事株式会社 (上場:東京、名古屋、札幌、福岡) (コード) 8001
--------	--

補足説明 [更新](#)

・日本トラスティ・サービス信託銀行(株)、日本マスター・トラスト信託銀行(株)及び資産管理サービス信託銀行(株)の所有株式数は、いずれも信託業務に係る株式数です。

・上記の他、当社が所有している自己株式2,191,773株(3.65%)があります。

・なお、当社は平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記持株数は当該株式分割前の持株数になります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 [更新](#)

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社は、当社議決権の58.3%を有しております、当社は同社の連結子会社となっております。当社は、情報産業分野において親会社と相互に有する強みを活かして、グループ全体の企業価値の向上に努めております。

親会社との経営情報およびノウハウの共有等を目的として、親会社の従業員(1名)が当社の取締役に就任しておりますが、親会社との人的交流、営業情報の活用等の営業活動での連携強化を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性・自律性を維持強化しつつ業績拡大を目指すことにより、その独立性を保持しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中森 真紀子	公認会計士											○
小尾 敏夫（戸籍上の氏名：中村 敏夫）	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中森 真紀子	○	株式会社アイスタイル監査役、株式会社ロコンド監査役、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社監査役、株式会社ネクスト監査役を兼務しておりますが、当社との間で特別な利害関係はありません。	公認会計士としての長年の経験と見識に基づき当社経営に適切な助言や監督を頂けるものと考えるため、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあるため、独立役員に指定しております。
小尾 敏夫（戸籍上の氏名：中村 敏夫）	○	――	長年にわたる国内外機関及び大学等での研究活動等に基づき、アジアのIT産業の発展や我が国における電子政府の普及・促進に貢献された研究者です。その経験と見識を活かして、当社経営に適切な助言を頂けるものと考えるため、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 [更新]	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、監査の品質向上及び効率化並びにコーポレート・ガバナンスの充実・強化への寄与を目的として、会計監査人との間で、相互の監査計画・監査の実施状況及び結果その他監査上の重要事項について、積極的に情報及び意見の交換を行う等連携強化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 [更新]	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新]

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
多田 敏明	弁護士												
石丸 慎太郎	他の会社の出身者			△				△	△	△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新]

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多田 敏明	○	——	法曹界での長年の経験と見識を活かして当社の監査を行って頂けると考えるため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあるため、独立役員に指定しております。
石丸 慎太郎		当社親会社の出身です。	長年にわたる財務業務、およびCIOとしてユーザーの立場からの情報システム業務の経験と見識を活かして当社の監査を行っていただけると考えるため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

各取締役の報酬は、その一部に会社業績及び個人業績も反映させ確定額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。なお、役員賞与を含めております。

取締役(社外取締役を除く) 342百万円

監査役(社外監査役を除く) 51百万円

社外役員 57百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・役員報酬の総額については、平成18年6月開催の第27回定時株主総会の決議により、取締役は年額640百万円、監査役は年額100百万円を上限として決定しております。

・取締役の報酬は、社長の諮問機関である報酬諮問委員会の意見を踏まえて設計した役員報酬制度により、固定報酬である基準報酬と、業績連動報酬である賞与で構成されております。基準報酬は、常勤・非常勤、担当役員、個人別評価等を勘案の上、役位に応じてあらかじめ決められた基準報酬額により決定されます。賞与は、連結当期純利益に対して、目標達成度と対前年度増減率に対応してあらかじめ決められた比率を乗じることによって総原資を算出し、取締役会で決定いたします。これを総原資として、役員評価制度に基づき、個人の業績評価と役位により個別の支給額を算出し、取締役会の一任を受けた代表取締役が決定いたします。

・監査役報酬は、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定いたします。

なお、社外取締役を含む非常勤取締役及び監査役は、固定報酬のみとし、業績連動報酬である賞与は支給しておりません。

・退職慰労金については、取締役及び監査役とともに平成18年6月開催の第27回定時株主総会終結の時をもって廃止して打ち切り支給することとし、その支給時期は取締役及び監査役の退任時といたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて、社外取締役に対しては経営企画部と秘書部、社外監査役に対しては監査室を通じてサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

・当社は、取締役会設置会社、監査役(監査役会)設置会社です。

・取締役会は、社外取締役2名を含む9名の取締役で構成し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、「CTCグループ企業理念」及び「CTCグループ行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。

・取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行いたします。

- ・取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用しております。執行役員は、取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、定められた範囲内で職務の執行にあたっております。なお、定められた範囲内で業務執行を担当する取締役は執行役員を兼務しております。
- ・監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成し、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。
- ・職務執行の決定を適切かつ機動的に行なうため、社長の諮問機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を審議しております。さらに、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとしております。
- ・当社の会計監査及び内部統制監査を担当する監査法人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、会社法監査及び金融商品取引法監査(内部統制監査を含む)を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役(監査役会)設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監査督機能の充実と意思決定の透明性を確保しております。この監査役による経営監視を主軸とした企業統治体制に加えて、親会社や主要取引先から独立し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任し、取締役会の適切な意思決定、経営監督機能の実現を図っております。社外取締役を含む取締役会と社外監査役を含む監査役会を基礎とした当社の企業統治体制は有効に機能しているであると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より数日間あけて設定。
電磁的方法による議決権の行使	個人株主等の議決権行使促進のため、平成15年6月定時株主総会より議決権行使の電磁化を実施。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーに関する考え方は、当社ホームページに掲載しています。 (http://ctcir.ctc-g.co.jp/)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎(中間・期末)に、社長による決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに適宜説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、株主総会招集通知を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は経営管理・IR部内に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CTCグループ企業理念」「CTCグループ行動基準」「環境方針」
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内にCSR・コンプライアンスの専任組織を設置し、環境保全活動、CSR活動に積極的に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムを以下の通り整備しております。また、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。(以下、平成27年5月1日の取締役会で決議された「内部統制システムに関する基本方針」を記載します。)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、「CTCグループ企業理念」及び「CTCグループ行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。

3) 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、定められた範囲内で職務の執行にあたる。なお、定められた範囲内で業務執行を担当する取締役は執行役員を兼務する。

4) 代表取締役社長及び業務執行取締役は、3か月に1回以上及び必要な都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。

5) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

6) 一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。

(2) コンプライアンス

1) 取締役、執行役員及び使用人は「CTCグループ企業理念」及び「CTCグループ行動基準」に則り行動するものとする。

2) チーフ・コンプライアンス・オフィサーを任命し、CSR委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンス規程」、「CTCグループコンプライアンスプログラム」を制定し、各部署のコンプライアンス統括責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、法令ガイドラインの作成、内部情報提供制度の整備、ならびに法令、社内規則等の遵守を含むコンプライアンスに関する全ての取締役、執行役員及び使用人からの書面取得制度等、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

1) 「経理規程」、「販売管理規程」、「購買管理規程」その他社内規程を整備するとともに、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーを任命し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

2) 内部統制委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

(4) 内部監査

社長直轄の監査室を設置する。監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を、関連資料とともに、「情報管理基本規程」、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い適切に保管し、管理する。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 重要情報の開示

会社の重要な情報の適時開示、IRその他の開示を所管する部署を設置する。

また、取締役は、開示すべき情報を迅速且つ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時且つ適切に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害リスク、為替相場等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、技術に関するリスク、その他様々なリスクに対処するため、CSR委員会等各種の社内委員会や主管部署を設置するとともに、各種管理規程、事業継続計画、投資基準、与信限度枠の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、当社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。また、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行なうため、社長の諮問機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を審議する。さらに、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

(2) 事業グループ制

複数の事業について領域を分担して経営を行う事業グループ制を採用し、各事業グループには担当役員を任命する。事業グループ担当役員は、法令、定款、社内規程及び社内基準に従い、担当事業領域の経営を行う。また、事業グループ毎に、主要な数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。

(3) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明

確化を図る。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 親会社との関係

当社は、親会社との人的交流、顧客ベース活用等の営業活動での連携強化を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性・自律性を維持強化しつつ業績拡大を目指すことにより、その独立性を保持する。

(2) 子会社管理・報告体制

1)子会社を総括管理するための部署を設置する。また、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「事業会社管理規程」その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

2)子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、子会社毎に、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理を統括する部署を設置し、「リスク管理基本規程」において、リスク管理統括責任者の設置、リスク管理体制の構築等リスク管理体制の整備につき指針を示すとともに、子会社のリスク管理統括責任者と情報交換を行い、リスク管理活動の支援を行う。

(4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる 것을確保するための体制

連結ベースにて中期及び短期経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため、主管部署は「事業会社管理規程」その他の社内規程に基づき子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(5) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)「事業会社管理規程」その他の社内規程に基づき、各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように努める。

2)「コンプライアンス規程」、「CTCグループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス実行計画、コンプライアンス統括責任者の設置、法令ガイドラインの整備、内部情報提供制度の整備、及び法令、社内規則等の遵守を含むコンプライアンスに関する取締役等及び使用人からの書面取得制度等コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社におけるコンプライアンス教育・研修を実施し、CTCグループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。

3)子会社の業務活動全般についても監査室による内部監査の対象とする。また、監査室は、CTCグループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、子会社に対する計画的な監査を行い、CTCグループとしての監査の質的向上に努める。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

(2) 当該使用人の取締役からの独立性

監査役より、監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関して、監査室長をはじめ、取締役、執行役員及び使用人の指揮命令を受けないものとする。上記使用人の人事異動・人事評価・懲戒等については監査役の意見を尊重する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役の重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役及び執行役員の報告義務

1)取締役及び執行役員は、定期的に又は必要に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

2)取締役及び執行役員は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼす恐れが生じた場合その他法令が定める事項は直ちに報告する。

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

1)当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

2)重大な法令または定款違反事実

(4) 不利益取り扱いの禁止

監査役に対して、前項各号に定める事項に係る報告を行った取締役、執行役員及び使用人に対する不利益取り扱いを禁止する。

8. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1) 子会社の取締役・監査役等による報告

子会社の取締役及び監査役等は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

1)当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

2)重大な法令または定款違反事実

(2) 子会社から報告を受けた担当部署による報告

コンプライアンスに係る事項を統括する部署は、子会社の役職員からの次に掲げる事項に係る報告の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。

1)当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実

2)重大な法令または定款違反事実

(3) 不利益取り扱いの禁止

監査役に対して、前二項の規定に基づき報告を行った者に対する不利益取り扱いを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 意見聴取の実施

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役、執行役員及び重要な使用人から職務執行の状況に関する意見聴取を実施する。

(2) 監査室の監査役との連携

監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果等及び指摘・提言事項について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。

(3) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「CTCグループ行動基準」において、市民社会の秩序や安全、および企業の健全な行動に脅威を与える反社会的勢力には、個人・団体を問わず毅然と対応し、関係遮断を徹底することを定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

